

西条市における災害対応措置に関する協定

愛媛森林管理署（以下「甲」という。）と西条市（以下「乙」という。）は、地震、大雨、台風等の自然現象により、西条市に所在する民有林が甚大な被災を受けた際における災害対応措置等に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、西条市の民有林において発生した林野災害等に関し、乙が行う被災状況の情報の収集等について、甲が所有する無人航空機（以下「ドローン」という。）等による応急的な支援について定める。

（支援活動）

第2条 甲は乙からの要請に基づき、以下に規定する支援活動を行う。

- (1) ドローンの空撮その他の手法による被災状況の確認
- (2) 撮影データその他の収集情報に基づく被災範囲、原因の推定
- (3) 災害対策の提案
- (4) 被災地域における緊急連絡支援
- (5) その他

（支援活動に対する乙の対応）

第3条 甲が前条の支援活動を行う場合、乙は被災地周辺の交通規制等の情報を甲に提供し、必要に応じて安全の確保を図るものとする。

（支援活動の要請）

第4条 甲への支援活動の要請については、乙が電話、書面等により行う。ただし、緊急を要する場合はこれに限らない。

2 甲、乙は、前項の支援活動の要請の連絡担当者を指定し、それぞれ行う。

（支援活動の実施）

第5条 甲は、前条の定めによる乙からの要請があったときには、第2条に定める支援活動を実施する。

2 甲は、第2条に定める支援活動を行うに当たって、予め乙と事前協議を行うものとする。

3 乙は、甲の支援活動の実施に際し、必要な資機材等を提供する。

（報告）

第6条 甲は、支援活動の完了後、乙に対し画像データ等の成果資料等により報告するとともに、その後の必要な支援について、乙と協議する。

（費用）

第7条 支援活動に要する費用については、甲が負担するものとする。

（広報）

第8条 甲、乙は、それぞれの広報活動の中で、ドローンによる被災地の調査など、本協定に関連する活動について、地域住民に理解を得るよう努める。

（有効期間）

第9条 この協定の有効期間は、協定締結の日から1年とする。ただし、この期間満了の日の30日前までに、甲、乙のいずれからでも、それぞれ相手方に対して文書による意義の申出が無いときは、期間満了の日の翌日より1年間延長するものとし、その後においても同様とする。

（その他）

第10条 この協定に定めのない事項、又は疑義が生じた事項については、その都度、甲、乙が協議して定める。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙が署名捺印の上、それぞれ各1通を保有するものとする。

令和元年5月28日

甲 愛媛県松山市朝美2丁目6番32号

愛媛森林管理署

署 長

間島重道

乙 愛媛県西条市明屋敷164番地

西条市

西条市長

玉井敏久

